平成２２年（フ）第４８９号
奈良県生駒郡三郷町勢野北５丁目12番６号
債務者　西野　勇一
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８０６号
広島市中区西平塚町６番５―403号、申立時の住所広島市中区東平塚町７―14―604
債務者　水野大二郎
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０２号
広島市中区舟入町１番19―501号
債務者　原田亜希子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７０号
広島市安芸区矢野西４丁目24番46―104号、申立時の住所広島県安芸郡府中町青崎南２番３号　２階
債務者　アークリートこと　大西　光男
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７１号
広島市安佐南区長束５丁目６番25―403号
債務者　沖田　美穂
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０７号
広島市東区中山東３丁目２番36―102号　Ｂ
債務者　平川　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２２号
広島市中区江波南２丁目12番10―1115号
債務者　清香堂こと　小倉　誠治
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２９号
広島市南区翠２丁目21番30―101号　ビラＭＫＭ
債務者　庄司　光枝（旧姓高岩）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８９号
広島県安芸郡熊野町萩原10丁目17番６号
債務者　山根　玲子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９６号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目９番30―103号　ラックビル
債務者　佐藤秀一郎
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０２号
広島市南区宇品神田４丁目６番21―307号
債務者　三好　勝次
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０３号
広島市南区宇品神田４丁目６番21―307号
債務者　三好めぐみ（旧姓平岡）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９５号
広島市佐伯区五日市１丁目６番８―101号　Ｂ
債務者　三木　清隆
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３５号
愛媛県松山市堀江町乙350番地の７
債務者　西岡　輝夫
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５６３号
愛媛県松山市古川北４丁目16番25号　パルフラットリマ202号
債務者　三塚　千昭
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５６５号
愛媛県松山市越智３丁目13番20号　第２越智マンション301号
債務者　對尾　将臣
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５６６号
愛媛県松山市真砂町５番地２
債務者　井上　理香
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
松山地方裁判所